

■報告第6号 専決処分の報告について（平成24年度 四万十町本庁 西庁舎電気設備新築工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成24年9月21日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成24年度 四万十町本庁 西庁舎電気設備新築工事」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る2月18日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定により報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成24年度 四万十町本庁 西庁舎電気設備新築工事
工 事 場 所	四万十町 琴平町 地内
契 約 金 額	252,000,000円（内消費税12,000,000円）
変更契約金額	256,975,950円（内消費税12,236,950円）
増 減 額	4,975,950円（内消費税 236,950円）
契約の相手方	日化・是信特定建設工事共同企業体 代表者住所 四万十町本町9番5号 代表者氏名 株式会社 日化住宅機器 代表取締役 芳川 記久

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額(千円)
電灯設備工事	・施工時に最終的な照度検討を行い、台数・機種を調整したことによる変更。	723
音響設備等工事	・2階建設課横の会議室が、1階個別相談室と同様の使用形態となることが判明したため録音設備を追加。	958
中央監視制御設備工事	・設計時には現庁舎にデマンド監視システムを導入していなかったが、現在は導入しているため、新庁舎でも導入するよう設置。	795
幹線動力設備工事	・設計段階では東西両庁舎に宿直室を設けていたが、その後の検討により西庁舎での一元管理としたため、設備総合盤を増設。	1,893
受変電・発電設備工事	・屋外（線路側）に配置している受変電設備や発電機の設置スペースが狭くメンテナンス作業に支障があるため、メンテナンス用の架台を設置。	607